

ID: 225

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町立学校施設の開放に関する規則 第13条		
例規番号	平成27年教育委員会規則第7号		
【基準】 第13条の規定による。 (使用許可の取消し等) 第13条 教育委員会は、この規則又は管理者の指示に従わない使用者に対して、使用許可を取り消し、使用の中止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日